

■ 六郷地区不法係留船に対する行政代執行について

多摩川の六郷橋下流(川崎区港町地先)において、河川法による許可を得ていない係留施設および工作物等ならびに船舶のうち、河川法による撤去命令に従わなかったものについて、行政代執行による強制撤去を実施しました。

併せて、所有者不明船舶、工作物等についても河川法により、撤去も行いました。(簡易代執行)

● 行政代執行により排除した対象物件数

- | | | | | |
|-----|----------|---|-----|------------------------------|
| (1) | 船 | 船 | ... | 21 艇 (不法行為者の自主的な撤去は 15 艇を含む) |
| (2) | 棧 | 橋 | ... | 5 基 ※ (不法行為者の自主的な撤去 5 基を含む) |
| (3) | その他(物置等) | | ... | 4 件 (不法行為者の自主的な撤去 4 件を含む) |

※ 別途所有者不明の係留杭(4本)については、河川法に基づく簡易代執行を実施

● 実施日数

延べ 9 日間 (平成 20 年 9 月 30 日(火)から 10 月 31 日(金)まで)

● 従事人数

延べ 566 名 (平成 20 年 10 月 28 日(火)時点)

● 行政代執行の作業実施報告

多摩川 不法係留船等の撤去について（行政代執行）

京浜河川事務所は、川崎市川崎区港町地先の多摩川の無秩序な係留を是正するため、不法係留船舶・棧橋等の撤去の行政代執行を行政代執行法に基づき、平成20年9月30日（火）10時20分に着手しました。

平成20年10月8日（水）の作業状況は、次のとおりです。

- 代執行開始 9 : 5 0
作業終了 1 5 : 0 7
- 作業概要 ・ 簡易代執行対象の大型船の油抜き
・ 沈台船の調査

● 代執行実施状況一覧

【行政代執行・簡易代執行】

表 代執行実施状況一覧

対象物件名	昨日までの実績	本日の実績	累積総数	残 数
船 舶	16 (12) / 2 1	3 (3) / 2 1	19 (15) / 2 1	2 / 2 1
棧 橋	2 (2) / 5	0 (0) / 5	2 (2) / 5	3 / 5
その他（物置等）	3 (3) / 4	0 (0) / 4	3 (3) / 4	1 / 4

注）分母は9月30日時点における撤去対象物件数を示す。

カッコ内は自主撤去数（内数）

- 従事人数 6 3 名 （京浜河川事務所等 3 7 名、請負業者 2 6 名）

【その他の関係者】

なし

● 今後の作業予定

10月9日（木）以降

所有者不明の大型船について、保管場所へ曳航

所有者不明の係留杭撤去、堤内側の水上バイク撤去

10月8日(水)の状況

代執行開始前

10/8(水)

上流部より下流をのぞむ



下流部より上流をのぞむ



N O : 1 棧橋



N O : 2 棧橋



N O : 3 棧橋



代執行開始前



N
O
・
4
棧橋



10/8(水)



N
O
・
5
棧橋



平面図





多摩川 不法係留船等の撤去について（行政代執行）

京浜河川事務所は、川崎市川崎区港町地先の多摩川の無秩序な係留を是正するため、不法係留船舶・棧橋等の撤去の行政代執行を行政代執行法に基づき、平成20年9月30日（火）10時20分に着手しました。

平成20年10月10日（金）の作業状況は、次のとおりです。

●代執行開始 9：45
作業終了 15：58

●作業概要 ・所有者不明の大型船について、保管場所へ曳航
・堤内側の水上バイクを撤去

●代執行実施状況一覧

【行政代執行・簡易代執行】

表 代執行実施状況一覧

対象物件名	昨日までの実績	本日の実績	累積総数	残数
船舶	19 (15) / 21	2 (0) / 21	21 (15) / 21	0 / 21
棧橋	2 (2) / 5	0 (0) / 5	2 (2) / 5	3 / 5
その他（物置等）	3 (3) / 4	0 (0) / 4	3 (3) / 4	1 / 4

注）分母は9月30日時点における撤去対象物件数を示す。

カッコ内は自主撤去数（内数）

●従事人数 71名（京浜河川事務所等37名、請負業者34名）

【その他の関係者】

川崎市 4名

●今後の作業予定

所有者不明の係留杭撤去

10月10日(金)の状況

代執行開始前

10/10(金)

上流部より下流をのぞむ



下流部より上流をのぞむ



NO.1 棧橋



NO.2 棧橋



NO.3 棧橋



代執行開始前

N
O
: 4
棧橋



10/10(金)



N
O
: 5
棧橋



平面図



多摩川 不法係留船等の撤去について（行政代執行）

京浜河川事務所は、川崎市川崎区港町地先の多摩川の無秩序な係留を是正するため、不法係留船舶・棧橋等の撤去の行政代執行を行政代執行法に基づき、平成20年9月30日（火）10時20分に着手しました。

平成20年10月17日（金）の作業状況は、次のとおりです。

- 代執行開始 9 : 0 0
作業終了 1 1 : 4 8

- 作業概要 ・ 簡易代執行対象の船の浮島への移動及び保管

- 代執行実施状況一覧

【行政代執行・簡易代執行】

表 代執行実施状況一覧

対象物件名	昨日までの実績	本日の実績	累積総数	残 数
船 船	21 (15) / 2 1	0 (0) / 2 1	21 (15) / 2 1	0 / 2 1
棧 橋	5 (5) / 5	0 (0) / 5	5 (5) / 5	0 / 5
その他（物置等）	4 (4) / 4	0 (0) / 4	4 (4) / 4	0 / 4

注）分母は9月30日時点における撤去対象物件数を示す。

カッコ内は自主撤去数（内数）

- 従事人数 3 5 名 （京浜河川事務所等 1 4 名、請負業者 2 1 名）

【その他の関係者】

なし

- 今後の作業予定

10月20日（月）以降

所有者不明の係留杭撤去

10月17日(金)の状況

代執行開始前

10/17(金)

上流部より下流をのぞむ



下流部より上流をのぞむ



N O : 1 棧橋



N O : 2 棧橋



N O : 3 棧橋



代執行開始前



N
O
:
4
橋

10/17(金)



N
O
:
5
橋



平面図





多摩川 不法係留船等の撤去について（行政代執行）

京浜河川事務所は、川崎市川崎区港町地先の多摩川の無秩序な係留を是正するため、不法係留船舶・棧橋等の撤去の行政代執行を行政代執行法に基づき、平成20年9月30日（火）10時20分に着手しました。

平成20年10月22日（水）の作業状況は、次のとおりです。

- 代執行開始 10：00
作業終了 13：59

- 作業概要 ・ 簡易代執行対象の階段の撤去及び浮島への移動、保管

- 代執行実施状況一覧

【行政代執行・簡易代執行】

表 代執行実施状況一覧

対象物件名	昨日までの実績	本日の実績	累積総数	残数
船舶	21 (15) / 21	0 (0) / 21	21 (15) / 21	0 / 21
棧橋	5 (5) / 5	0 (0) / 5	5 (5) / 5	0 / 5
その他（物置等）	4 (4) / 4	0 (0) / 4	4 (4) / 4	0 / 4

注）分母は9月30日時点における撤去対象物件数を示す。

カッコ内は自主撤去数（内数）

- 従事人数 54名（京浜河川事務所等26名、請負業者28名）

【その他の関係者】

なし

- 今後の作業予定

10月23日（木）以降

所有者不明の係留杭撤去

10月22日(水)の状況

代執行開始前

10/22(水)

上流部より下流をのぞむ



下流部より上流をのぞむ



NO.1 棧橋



NO.2 棧橋



NO.3 棧橋



代執行開始前

10/22(水)

N
O
: 4
棧橋



N
O
: 5
棧橋



平面図





多摩川 不法係留船等の撤去について（行政代執行）

京浜河川事務所は、川崎市川崎区港町地先の多摩川の無秩序な係留を是正するため、不法係留船舶・棧橋等の撤去の行政代執行を行政代執行法に基づき、平成20年9月30日（火）10時20分に着手しました。

平成20年10月24日（金）の作業状況は、次のとおりです。

- 代執行開始 13：44
作業終了 15：29

- 作業概要 ・ 簡易代執行対象の杭を撤去し、台船上に保管

- 代執行実施状況一覧

【行政代執行・簡易代執行】

表 代執行実施状況一覧

対象物件名	昨日までの実績	本日の実績	累積総数	残数
船舶	21 (15) / 21	0 (0) / 21	21 (15) / 21	0 / 21
棧橋	5 (5) / 5	0 (0) / 5	5 (5) / 5	0 / 5
その他（物置等）	4 (4) / 4	0 (0) / 4	4 (4) / 4	0 / 4

注）分母は9月30日時点における撤去対象物件数を示す。

カッコ内は自主撤去数（内数）

- 従事人数 47名（京浜河川事務所等17名、請負業者30名）

【その他の関係者】

東京都 3名

- 今後の作業予定

10月27日（月）以降

所有者不明の係留杭運搬

10月24日(金)の状況

代執行開始前

10/24(金)

上流部より下流をのぞむ



下流部より上流をのぞむ



NO.1 棧橋



NO.2 棧橋



NO.3 棧橋



代執行開始前



N
O
:
4
橋
樑



10/24(金)



N
O
:
5
橋
樑



平面図



多摩川 不法係留船等の撤去について（行政代執行）

京浜河川事務所は、川崎市川崎区港町地先の多摩川の無秩序な係留を是正するため、不法係留船舶・棧橋等の撤去の行政代執行を行政代執行法に基づき、平成20年9月30日（火）10時20分に着手しました。

平成20年10月28日（火）の作業状況は、次のとおりです。

- 代執行開始 8 : 55
- 作業終了 14 : 16

- 作業概要 ・ 簡易代執行対象の杭を保管場所へ移動し保管

- 代執行実施状況一覧

【行政代執行・簡易代執行】

表 代執行実施状況一覧

対象物件名	昨日までの実績	本日の実績	累積総数	残 数
船 舶	21 (15) / 21	0 (0) / 21	21 (15) / 21	0 / 21
棧 橋	5 (5) / 5	0 (0) / 5	5 (5) / 5	0 / 5
その他（物置等）	4 (4) / 4	0 (0) / 4	4 (4) / 4	0 / 4

注）分母は9月30日時点における撤去対象物件数を示す。

カッコ内は自主撤去数（内数）

- 従事人数 34名（京浜河川事務所等15名、請負業者19名）

【その他の関係者】

なし

10月28日(火)の状況

代執行開始前

10/28(火)

上流部より下流をのぞむ



下流部より上流をのぞむ



N O : 1 棧橋



N O : 2 棧橋



N O : 3 棧橋



代執行開始前



N
O
: 4
栈橋

10/28(火)



N
O
: 5
栈橋



平面図

